

悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定

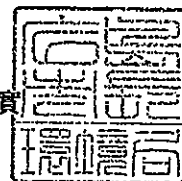
広島市告示第240号

平成23年5月16日

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく規制地域及び同法第4条第2項の規定に基づく規制基準を次のとおり定め、平成23年5月16日から施行する。

平成15年9月1日広島市告示第314号は、平成23年5月15日限り廃止する。

広島市長 松井 一寛



1 規制地域

広島市全域

2 規制基準

(1) 区域の区分

規制基準を適用する区域は、1に掲げる規制地域とし、次に掲げるところにより区分する。

ア 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の定めのある地域

イ 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域及び同号に規定する用途地域の定めのない地域であって第3種区域に該当する区域を除く区域

ウ 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域の定めのある地域及び都市計画法第5条に規定する都市計画区域の定めのない地域（佐伯区湯来町及び佐伯区杉並台のうち別表に掲げる地域を除く。）

(2) 法第4条第2項第1号の規制基準

次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる許容限度のとおりとする。

区域の区分	許容限度
第1種区域	臭気指数10
第2種区域	臭気指数13
第3種区域	臭気指数15

(3) 法第4条第2項第2号の規制基準

法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

(4) 法第4条第2項第3号の規制基準

法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。

広島市佐伯区湯来町

大字	字及び地番
伏谷 (耕地部)	穴防、班石、鍋石、井段原、落合、温井、台ヶ原、一ツ家、井出ヶ原、小黒谷、原垣内、堂ノ久保、下大野、中大野、上大野、槇原、茶屋ヶ原、大野地、奥ヶ原、北谷、大森、中郷、西郷、東郷、沖野原、西野地、西竹原、東竹原、上小伏原、下小伏原、鍛冶屋谷、鍛冶屋原、大下、岡野原、下大畑、中大畑、上大畑、西川角、東川角 全部の区域
伏谷 (山林部)	中山、堂間、長石原、倉谷、宮ヶ谷、大谷、追山、今山 全部の区域
白砂 (耕地部)	柏原、古塚、上木路、重川、川角谷、川角陰、川角掛、東重光、下重光、西重光、上重光、森原、八幡原、南八幡原、河内原、西八幡原下、西八幡原上、西鹿道下、西鹿道上、東鹿道下、東鹿道上、十文字、桐沖田、桐市場、桐原、桐曾利、桐半田、桐神田 全部の区域
白砂 (山林部)	平木山、麦ヶ平山、竹尾山、狐原山、御堂原山、赤羽根山、丸子山、東山、八鹿山、日際山、鷹ノ巣山、西当台山、東当台山、石堂山、桐中山、清水郷、向山、桐葉山、大別当山、柄丸子山 全部の区域
葛原 (耕地部)	大古谷、北大野原、南大野原、下郷、上郷、中郷、弥五郎、下土井、上土井、下木末、中木末、上木末、下西峠、下東峠、上西峠、上東峠 全部の区域
葛原 (山林部)	大古谷、大野原、北郷大別当、土井、南郷三杭、物見山、東明治、西明治、東峠 全部の区域
和田 (耕地部)	下和田、上和田、長登路、中須賀、下竹原、上竹原、下湯の山、上湯の山、向吉、温田、下菅沢、道原、岩淵、長谷山、伏谷口、山崎、修行田、上小原 全部の区域
和田 (山林部)	湯ノ山温田、小原 全部の区域 修行田道原 54番地の2、58番地、65番地の1、65番地の2、66番地の2、66番地の3、66番地の4、66番地の5、66番地の6、66番地の7、66番地の8、66番地の9、66番地の10、66番地の11、66番地の12、66番地の13、66番地の14、66番地の15、66番地の16、66番地の17、66番地の18、69番地、73番地の2、73番地の4、73番地の5、73番地の6、74番地の1、74番地の2、74番地の3、74番地の4、75番地の2、75番地の3、75番地の4、75番地の5、75番地の6、75番地の7、75番地の11、75番地の12、75番地の13、76番地の3、77番地の1、77番地の2、81番地の1、81番地の2、81番地の3、81番地の4、81番地の5、81番地の6、82番地の1、82番地の2、82番地の3、82番地の4、82番地の5、94番地の1、94番地の2、94番地の3、94番地の4、94番地の5、94番地の6、94番地の7、94番地の8、94番地の9、94番地の10、94番地の11、94番地の12、94番地の13、94番地の14、94番地の15、94番地の16、94番地の17、94番地の18、94番地の19、94番地の20、98番地の1、98番地の2、99番地、100番地の2、102番地の2、102番地の3、102番地の4、102番地の5、102番地の6、102番地の7、102番地の8、102番地の9、102番地の10、102番地の11、102番地の12、102番地の13、106番地の1、106番地の2、106番地の3、106番地の4、106番地の6、106番

	地の7、106番地の8、106番地の9、106番地の10、107番地の1、107番地の2、107番地の3、111番地の1、111番地の3、111番地の4、111番地の5、111番地の6、111番地の7、111番地の8、111番地の9、111番地の10、111番地の11、111番地の12、111番地の13、111番地の14、111番地の15、111番地の16、甲112番地の1、甲112番地の2、甲112番地の3、甲112番地の4、甲112番地の5、甲112番地の6、甲112番地の7、甲112番地の8、甲112番地の9、甲112番地の10、甲112番地の11、甲112番地の12、甲112番地の13、112番地の14、112番地の15、甲112番地の16、甲112番地の17、甲112番地の18、甲112番地の19、112番地の20、甲112番地の21、甲112番地の22、甲112番地の23、甲112番地の24、甲112番地の25、甲112番地の26、甲112番地の27、甲112番地の28、甲112番地の29、112番地の30、甲112番地の31、甲112番地の32、甲112番地の33、甲112番地の34、甲112番地の35、甲112番地の36、甲112番地の37、甲112番地の38、112番地の39、112番地の40、112番地の41、乙112番地の1、乙112番地の2、乙112番地の3、乙112番地の4、乙112番地の5、乙112番地の6、乙112番地の7、乙112番地の8、乙112番地の9、乙112番地の10、乙112番地の11、乙112番地の12、乙112番地の13、甲113番地の1、甲113番地の2、甲113番地の3、113番地の4、113番地の5、乙113番地
菅沢 (耕地部)	石ヶ原、中組、林、蒔垣内、向志割、志割、栗柱 全部の区域
菅沢 (山林部)	石ヶ原、岩倉 全部の区域
多田 (耕地部)	下田布、上田布、向井谷、湯来 全部の区域
多田 (山林部)	永順 全部の区域

広島市佐伯区杉並台

全部の区域

備考

この表に掲げる地域は、平成23年4月8日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。